

令和 4 年度
八戸市中小企業・小規模企業振興会議
意見書

令和 5 年 1 月 19 日

八戸市中小企業・小規模企業振興会議

目次

1	はじめに	P1
<hr/>		
2	総括意見	P2
<hr/>		
3	施策・事業に対する意見	P3
<hr/>		
4	参考	P5
<hr/>		
	(1) 中小企業・小規模企業振興会議 委員名簿	
	(2) 令和4年度の開催状況	

1 はじめに

市内の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化による競争の激化といった社会経済的な変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大や原油価格・物価の高騰等の事態が影響し、その厳しさを一段と増している。

このような状況の下、市では、中小企業・小規模企業の振興を市政の柱に据えるとともに、地域社会が一体となってその振興に取り組むため、八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例を施行し、中小企業・小規模企業振興の基本理念や市の責務、施策の基本的事項を定め、また、それらに基づくものとして、以下に掲げる8つの施策の基本方針を示している。

- 基本方針1 経営基盤の強化の促進を図ること。
- 基本方針2 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 基本方針3 販路拡大の促進を図ること。
- 基本方針4 人材の確保及び育成を支援すること。
- 基本方針5 事業承継の円滑化を図ること。
- 基本方針6 資金の供給の円滑化を図ること。
- 基本方針7 地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図ること。
- 基本方針8 中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図ること。

本会議では、条例でうたわれる目的の達成に向けて、8つの施策の基本方針に基づき実施される各種事業について、実施状況に係る市からの報告を基に、その内容や効果等を検証し、既存事業に関し改善すべき事項や、新規に取り組むべき事項について、本意見書に取りまとめた。

本会議の意見が、市を含めた地域全体での中小企業・小規模企業振興の一助となることを期待する。

2 総括意見

国では、令和4年6月7日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、経済成長と社会課題の解決を両立しながら、強靱かつ持続可能な経済社会構造への変革を目指す「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野として、「人への投資」をはじめ、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション(GX)及びデジタルトランスフォーメーション(DX)を掲げており、市が取り組む各種事業についても、これらの分野には特に重きを置く必要があると考えられる。

創業・スタートアップという点では、特に平成28年度に「はちのへ創業・事業承継サポートセンター運営事業」を開始して以降、創業者の増加を目的とした取組が積極的に実施されてきたところであるが、社会経済状況が急速に変化する中で、既存の取組の見直しや創業者間の交流を促進する取組の新設を検討していただきたい。

加えて、地域経済が人口減少や少子高齢化の影響を受ける中で、地域内での経済循環を促進すると同時に、外部の需要を取り込むことも重要な課題になってきている。その点で言えば、現在実施されている海外向けの販路拡大支援事業も十分魅力的ではあるものの、それに加えて、国内他地域への販路拡大を支援する事業を新設していただきたい。

また、先述の創業・スタートアップとも関連して、空き家・空き店舗を活用した新規開業を支援する事業も実施されているが、中心市街地はもちろんのこと、幅広い地域を対象に設定して事業に取り組んでいただきたい。

GX という視点から言うと、環境への配慮が中小企業・小規模企業の事業上の責務になると同時に、新たなビジネスチャンスを創出することが予想される。これを踏まえ、カーボンニュートラルや二酸化炭素削減に関する事業を新たに打ち出していただきたいと考えているほか、GXやDXに資する設備投資を実施しやすくなるよう、他機関とも連携し、既存の取組の拡充・見直しも検討していただきたい。

なお、事業等を見直す際には、時々刻々と変化する社会経済状況に対応するため、適時適切な見直しとしていただきたいほか、事業体系が複雑になりすぎず、かつ各種制度を利用する側の中小企業・小規模企業にとって内容が明確になるよう、努めていただきたい。

3 施策・事業に対する意見

○基本方針1 経営基盤の強化の促進を図ること

- 1 先端設備等導入計画の認定に関する事務について、国は設備取得前に市町村の認定を受けることとしているが、設備取得後に制度の存在を知ったために認定対象外となる方が多いため、設備取得後でも認定を受けられるよう、国に制度改正を働きかける必要がある。(既存事業の改善)

○基本方針2 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること

- 2 はちのへ創業・事業承継サポートセンター運営事業について、例えば女性創業スクールのように、対象を女性に限定した取組が実施されているが、このように「女性だけを」というものは必ずしも社会の潮流に合致しておらず、内容を更新していく必要がある。(既存事業の改善)
- 3 はちのへ創業・事業承継サポートセンター運営事業について、令和2年以降のコロナ禍において、創業者の間での繋がりが希薄になってしまっている。創業に至るまでの支援に留まらず、創業した後の支援という観点から、事業者間の繋がりの機会を設ける必要がある。(既存事業の改善)
- 4 今後、国の競争的資金や大企業との取引の中で、カーボンニュートラルや二酸化炭素削減という点がますます重要になってくるほか、Jクレジット制度のように環境への配慮がビジネスチャンスを生み出すケースもあるため、環境をテーマに据えた事業を検討する必要がある。(新規事業の検討)

○基本方針3 販路拡大の促進を図ること

- 5 海外販路拡大事業等の海外向け事業の重要性は理解できる一方、中小企業・小規模企業にはハードルが高く利用しづらいのもまた事実である。国内のより身近な範囲で活用できる、使い勝手の良い販路拡大支援事業を検討する必要がある。(新規事業の検討)

○基本方針6 資金の供給の円滑化を図ること

- 6 空き店舗活用チャレンジ融資保証料及び利子補給事業をはじめとした、空き家・空き店舗活用事業について、空き家・空き店舗で事業を始めようとする方は全市的に存在するので、中心市街地はもちろんのこと、幅広い地域を対象に設定したうえで事業を実施する必要がある。

(既存事業の改善)

○その他施策の推進に関すること

- 7 現在のところ、中小企業・小規模企業の経営環境は激変し続けている。この状況に対応した施策・事業を実施するためにも、既存の施策・事業について必要性を改めて検討し、新規事業の創設も含め、適時適切な見直しを図る必要がある。
- 8 小規模企業でも分かりやすく、利用しやすい事業が十分に設けられているか、疑問を抱いている。また、中小企業・小規模企業にとっては、事業が多すぎてもかえって分かりにくいと思われるため、それら企業者が利用可能な事業を判別し、内容について理解できるよう、周知等に努める必要がある。
- 9 各種事業の実施に当たり、八戸商工会議所や南郷商工会、青森県中小企業団体中央会八戸支所といった市内の関係団体との連携をさらに密にし、より手厚い事業を実施していく必要がある。

4 参考

(1) 中小企業・小規模企業振興会議 委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	堤 静子	八戸学院大学 地域経営学部 教授
	名久井 信平	東北税理士会八戸支部 支部長
	工藤 貴博	八戸金融団 会長
副会長	向井 俊晴	八戸商工会議所 事務局長
	久保沢 金松	南郷商工会 事務局長
	片山 貴洋	青森県中小企業団体中央会八戸支所 支所長
	河原木 勝	青森県信用保証協会八戸支所 支所長
	田村 武智	公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター プロジェクトマネージャー
	松坂 洋司	株式会社八戸インテリジェントプラザ 常務取締役所長
	秋山 兼男	合同会社マルカネ 代表社員
	藤 加奈子	合同会社浜と山と 代表社員
	田村 修一	八戸公共職業安定所 所長
	山下 佳子	青森県商工労働部商工政策課 課長代理
	中山 恵美子	有限会社イニシオ 代表取締役
	堀米 睦子	cooking class HORI-MY 主宰

(2) 令和4年度の開催状況

回数	開催日	議題
1	令和4年9月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要について ・八戸市中小企業・小規模企業振興会議の職務及び開催計画について
2	令和4年10月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模企業振興施策の実施状況について

